

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年9月25日）及び資格取得日（昭和43年1月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月25日から43年1月26日まで

私は、昭和42年9月1日から43年3月24日までの間、A社B店で家具売場の販売員として勤務していたにもかかわらず、42年9月25日から43年1月26日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

しかし、A社B店で行われた忘年会や新年会に出席し、雇用形態や業務内容も変わっていないことから、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和42年9月1日に取得し、同年9月25日に喪失後、43年1月26日に再度資格を取得しており、申立期間において同社での同被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、A社B店で行われた年始行事に係る申立人の記憶と同僚の供述が一致していること、及び申立人の主張する同社の退職理由や出産時期から判断すると、申立人は、申立期間の前後を通じて同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、申立人と同様、A社B店の販売員であった複数の同僚が、「同社で販売員として勤務していた従業員は全員正社員であり、厚生

年金保険の加入については、希望の有無を問われることなく、入社と同時に同保険に加入し、給与から保険料が控除されていた。」「私の厚生年金保険の加入記録は、同社での勤務期間と相違無い。」「申立人は、同社B店の販売員であり、販売員は全員同じ勤務形態であった。」と供述している。

さらに、前述の複数の同僚が、「申立期間当時にA社B店で家具の販売員として勤務していた従業員は10人前後であった。」と供述しているところ、氏名が判明した9人については、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、また、申立期間において同資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社B営業所）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月22日から同年6月1日まで

D社（現在は、E社）に昭和41年3月31日に入社し、同社F本社で約2か月間の新任教育を受けた後、A社B営業所に配置された。入社して退職するまでの間、欠勤無く、継続して勤務していたにもかかわらず、同年5月22日から同年6月1日まで厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のD社の複数の同僚の供述及びE社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」において、申立人が昭和41年5月22日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した理由が転勤である旨記載されていることから、申立人は申立事業所に継続して勤務し（同社F本社からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社において、申立人と同様に昭和41年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月22日に同資格を喪失した複数の同僚が、同年5月中に転勤後の配属先で同資格を再取得していること、及び当該同僚が、「同社では、研修終了後、ただちに配属先に赴任し、勤務を開始した。」旨を供述していることから、同年5月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和41年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料の徴収及び納付について空白が生じたとは考えていない。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 5 日から 33 年 2 月 21 日まで  
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて、初めて申立期間について脱退手当金を受け取っている記録になっていることを知った。しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職後はすぐに再就職しようと考えていたので脱退手当金を請求した覚えが無いにもかかわらず、受け取った記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によれば、申立期間であるA社での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和35年5月3日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す記載がある上、支給決定金額に計算上の誤りは無く、当時の脱退手当金支給に関する事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間であるA社の同僚に係る脱退手当金支給記録調査によると、申立人の資格喪失日の前後3年以内に喪失し、脱退手当金の受給要件を満たすと考えられる同僚24人を抽出したところ、21人に支給記録が確認でき、当該21人全員が、資格喪失日から6か月以内に支給決定されていること、及び同僚が、「事業所から書類を渡されたことを覚えており、退職金と思っていたものが、後に脱退手当金であったと分かった。」と供述していることから、同社では代理請求が行われていたものと考えられる上、申立人は、申立書において「A社の後に勤務したB社では脱退手当金を受給したが、A社では受給していない。」旨を主張していることから、脱退手当金を受給した認識があったものと考えられること、及び申立人にはB社及び同社C工場での脱退手当金支給記

録が確認できないことを踏まえると、申立人は、申立期間の脱退手当金を事業主による代理請求により受給したものと考えられる。

しかしながら、前述のとおり、申立期間の脱退手当金の支給決定日は、オンライン記録によると、昭和35年5月3日となっているが、これは、脱退手当金が未支給となっているB社C工場での厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日となっており、通常考え難い不自然な記録となっている。このことは、申立人のオンライン記録によると、平成7年12月8日に、申立期間であるA社で払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号(\*)と、脱退手当金未支給期間であるB社で払い出され、同社及び同社C工場の厚生年金保険被保険者期間を記録している番号(\*)の重複取消(記録の統合)処理が行われ、申立人の年金記録は、A社での資格取得日からB社C工場での資格喪失日までの間、被保険者期間が1日の空白も無く継続している記録となったことが確認できるところ、当該処理を行う際、A社において支給されたものと考えられる脱退手当金支給決定日が、B社の厚生年金保険被保険者期間中となり、重複取消処理が完了しないため、補正処理として、脱退手当金支給決定日を申立期間以降初めて被保険者ではなくなったB社C工場での資格喪失日の翌日に設定したものであると考えるのが自然であるが、当時の厚生年金保険法において、脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったときは消滅すると規定されていることから、本来、当該重複取消処理を行った時点で、当該脱退手当金は法令に違反する支給として取り扱われるべきものであったと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年4月1日）及び資格取得日（29年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を28年4月から29年4月までは1万8,000円、同年5月から同年10月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年11月1日まで

夫の遺品整理をしていたところ、船員の履歴簿が出てきた。それによると、昭和27年4月30日から29年10月31日までの期間は傷病及び病休となっている。期間が長かったこともあり、病気治療、療養で下船したと記憶しているが、その間も会社から毎月給料が支給されていたと思う。

私は、給与の明細について記憶していないが、会社は、社員が病休であることを理由に、一時的に期間を区切って、給与から保険料控除を中止することはあり得ないことであるし、国は、将来にわたって年金支給を継続するという大前提に立っている以上、会社の一時的都合で、給与からの保険料控除を中止することを認めることは決してあり得ないことと思う。夫は、長期の病気療養中であっても給与所得者であった以上、給与から保険料を控除されていたと思うのが自然であるので、船員保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたA社が作成したと思われる履歴簿の記載内容から、申立人は、申立期間も継続して同社に在籍していたことが推認できる。

また、前述の履歴簿から、申立人は、申立期間を含む昭和27年7月30日か

ら 29 年 10 月 31 日まで病気休暇を取得していることが確認できるところ、申立人に係るオンライン記録及び船員保険被保険者名簿において、申立期間前後の 18 年 4 月 12 日から 28 年 4 月 1 日までの期間及び 29 年 11 月 1 日から 56 年 12 月 11 日までの期間については、同履歴簿に記載されている乗船、下船、病休等の期間にかかわらず、申立人の船員保険被保険者記録は継続していることが確認できる。

さらに、A 社の同僚二人は、「休業期間中も船員保険に加入していると思う。」「病気で休んでいる期間に船員保険の被保険者資格を喪失させることはない。その期間も保険料は控除されていると思う。」旨を供述している上、そのうち一人は、「船員の場合は、会社がずっと面倒を見てくれていた。」と供述しており、前述の履歴簿に、申立期間中の昭和 28 年 6 月 1 日と 29 年 6 月 1 日に昇給があったことが記載されていることを踏まえると、同社では病気休暇の期間中も給与が支払われ、保険料控除は継続して行われていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 28 年 3 月及び 29 年 11 月の船員保険被保険者名簿の記録から、28 年 4 月から 29 年 4 月までは 1 万 8,000 円、同年 5 月から同年 10 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 香川国民年金 事案 422 (事案 95 及び 380 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの期間、52年4月から56年3月までの期間及び61年2月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年3月まで  
② 昭和52年4月から56年3月まで  
③ 昭和61年2月から平成3年3月まで

これまでの再三の申立てに対して、第三者委員会は、「申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。」ことを理由に記録訂正の必要は無いと判断している。

しかしながら、この度、A社を退社後に国民年金に加入した際の年金手帳(被保険者となった日は昭和45年1月1日)が見つかったこと、並びに国民健康保険と国民年金には同時に加入しており、私の交通事故に係る入院(同年5月)及び妻の出産(46年\*月\*日)に国民健康保険被保険者証を使った記憶があることから、同社を退社後すぐに国民年金に加入していたことの証明になる。国民年金保険料の納付については、私が経営していたB事業所でアルバイトをしていた知人が集金人を通じた保険料の納付を記憶している。

また、私の年金記録において、昭和49年度及び50年度は納付済期間となっているにもかかわらず、年金手帳に添付してあった49年度及び50年度の国民年金保険料領収証に領収印が無いことから、申立期間に係る記録についても、記載漏れをしているか、ほかに紛れ込んでいると推測される。

申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料の納付状況は不明である上、申立人の

国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立期間①について、申立人は、「A社を退社後、国民年金に加入した際の年金手帳が見つかったこと、及び国民年金と国民健康保険には同時に加入しており、私の交通事故に係る入院や妻の出産に国民健康保険被保険者証を使用した記憶があることから、同社を退社後すぐに国民年金に加入した証明になる。」と主張している上、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間、申立人が経営していた B 事業所にアルバイトとして勤務していた知人は、「私が交通事故で申立人と一緒に入院していた 45 年 5 月頃、申立人とその妻が国民年金の納付の関係の話をしていたことを覚えている。また、退院した後の 46 年、47 年に同事業所の事務所において、申立人が国民年金の集金人に保険料を納付していたことを覚えている。」と供述している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が A 社を退社し、国民年金に加入した際に交付されたとする年金手帳は、昭和 49 年 11 月に施行された「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の払出し状況から、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年以降に払い出され、申立人は 45 年 1 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したとする当委員会の判断と符合する上、国民年金と同時に加入したとする国民健康保険の被保険者資格取得日は 48 年 5 月 4 日であることが確認できることから、申立人が同社を退社後すぐに国民年金に加入し、前述の知人が証言している期間において、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間①、②及び③について、申立人は、「年金手帳に添付してある昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金保険料領収証に領収印が無いが、オンライン記録上の当該年度は納付済みとなっていることから、申立期間における記録についても、記載漏れをしている、又はほかに紛れ込んでいる。」と主張しているものの、C 市は、「当市においては、昭和 48 年 4 月から納付書による国民年金保険料の徴収を開始した。」と回答していることから、当該国民年金保険料領収証に領収印が押されていないことが必ずしも不自然とまでは言えない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月頃から 32 年 3 月頃まで

私は、婚姻後間もなく A 社に入社し、B 業務に携わっていた。妹には、同社での厚生年金保険加入記録が有るのに、私には無いことが納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の同僚が、「申立人は、同社で B 業務に従事していた。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、A 社で申立人と同職種であった同僚及び男性従業員はそれぞれ、「同社には、家業の合間に働き、短時間の勤務や 1 か月の出勤日数が 10 日ぐらいの女性従業員がいた。」「女性従業員の出勤人数が少ない日は、仕事が進められないので、男性従業員が午後から帰宅することが何度もあった。」と供述している上、申立人の長女は、「母は、父が所有していた C 式の D で働いていた。」と供述しており、申立人の夫が加入していた E 組合が、C 式 D を採用していたのは昭和 31 年までであることから、申立人は、申立期間において、A 社に勤務しつつ、家業に従事していた可能性がうかがえる。

また、前述の申立人と同職種の同僚は、「A 社には、社会保険に加入していない従業員がいた。」と供述している上、同社の複数の同僚の供述によると、申立期間当時、同社では、60 人から 70 人程度の従業員が勤務していたものと考えられるが、申立期間における厚生年金保険被保険者の人数は、36 人から 45 人程度であることから、同社で勤務していた従業員のうち、厚生年金保険に加入していない者が相当数存在したと思われる。

一方、オンライン記録によると、申立人の妹は、A社において、昭和34年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同人の長女は、「母親は、A社に入社するまでは、家事に専念していたと思うし、入社後は、同社以外の仕事はしていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社は、昭和28年2月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているため、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。